

第 **69** 回

定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

平成29年9月14日（木曜日）
午前10時（午前9時受付開始）

開催
場所

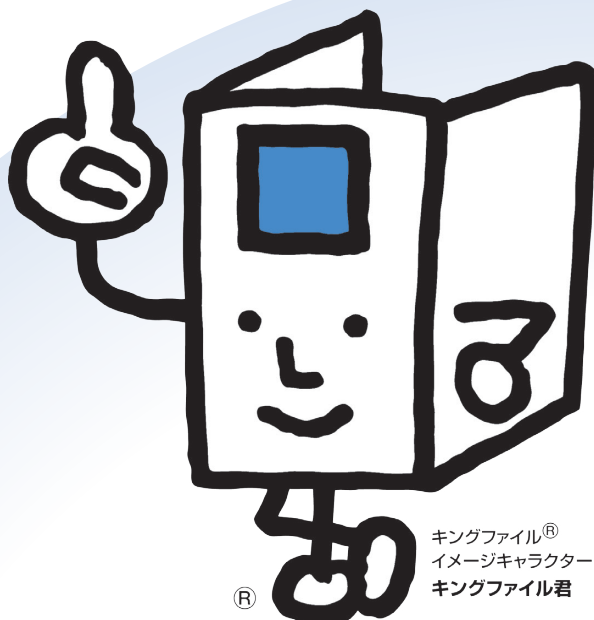
東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル
3階 ロイヤルホール

決議事項

議案 剰余金の処分の件

株式会社キングジム

証券コード：7962



キングファイル®
イメージキャラクター
キングファイル君

目 次

第69回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	2
株主総会参考書類	4
事業報告	
1 企業集団の現況に関する事項	5
2 会社の株式に関する事項	11
3 会社の新株予約権等に関する事項	12
4 会社役員に関する事項	13
5 会計監査人の状況	16
6 会社の体制および方針	17
連結計算書類	
連結貸借対照表	24
連結損益計算書	25
連結株主資本等変動計算書	26
計算書類	
貸借対照表	27
損益計算書	28
株主資本等変動計算書	29
監査報告書	
連結計算書類に係る会計監査報告	30
計算書類に係る会計監査報告	31
監査役会の監査報告	32

(証券コード 7962)
平成29年8月29日

株 主 各 位

東京都千代田区東神田二丁目10番18号

株式会社キングジム
代表取締役社長 宮 本 彰

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年9月13日（水曜日）午後5時35分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年9月14日（木曜日）午前10時（午前9時受付開始）
2. 場 所 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル 3階 ロイヤルホール
3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第69期（自平成28年6月21日至平成29年6月20日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第69期（自平成28年6月21日至平成29年6月20日）計算書類報告の件

決 議 事 項 議 案 剰余金の処分の件

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - 連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kingjim.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載いたしておりません。なお、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表であります。
 - 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合には、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kingjim.co.jp/>）に掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会へ出席

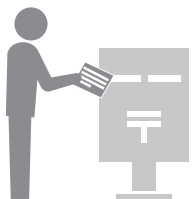


株主総会
開催日時

平成29年9月14日（木曜日） 午前10時（午前9時受付開始）

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
開会直前は会場受付が混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

書面による議決権行使



行使期限

平成29年9月13日（水曜日） 午後5時35分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- ① 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ② インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

※当社では、定款第18条の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。

電磁的方法（インターネット）による議決権行使



行使期限

平成29年9月13日（水曜日）午後5時35分行使分まで

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話等から、議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

STEP 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

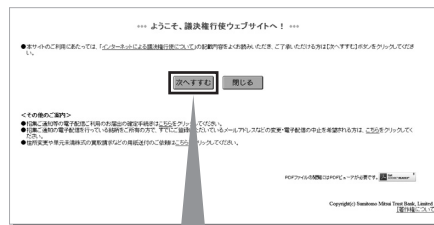
議決権行使
ウェブサイト

<http://www.web54.net>



バーコード読取機能付のスマートフォンまたは携帯電話等を利用して左の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスすることも可能です。

※ QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



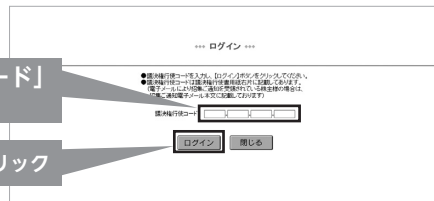
「次へすすむ」をクリック

STEP 2 ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

①「議決権行使コード」
をご入力

②「ログイン」をクリック



以降は画面の案内に従ってご入力ください。

インターネットによる議決権行使に
関するお問い合わせ先

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-652-031 (9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 剰余金の処分の件

当期末の剰余金の処分につきましては、株主の皆様のご支援に報いるため、また、当期の業績および今後の事業展開等を勘案しまして、1株当たり普通配当を7円とし、これに、本年4月に創業90周年を迎えたことを記念して1株当たり6円を加え、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株当たり 13円 (うち、普通配当7円、創業90周年記念配当6円)

総額 369,495,087円

なお、中間配当金として1株当たり7円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、1株当たり20円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年9月15日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 200,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 200,000,000円

以 上

(添付書類)

事業報告

(自 平成28年6月21日
至 平成29年6月20日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用情勢や企業収益の改善等を背景として、全体では緩やかな回復基調ではあったものの、英国のEU離脱など海外経済の不確実性の高まりや、米国の政策金利上げの影響による金融資本市場の変動など、先行きについては不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループでは数多くの新製品を発売し、新たな市場の創出と獲得に注力してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は 346億2,782万円（前連結会計年度比 1.4%増）、経常利益は 18億2,806万円（前連結会計年度比 39.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は 12億400万円（前連結会計年度比 48.8%増）となりました。

なお、平成28年12月には、キングジムグループ各社の商品を集めた初の展示イベント「キングジムフェア」を東京 秋葉原のベルサール秋葉原にて開催いたしました。2日間で1万人超のおお客様にご来場いただき、当社グループ商品を実際にご体感いただくことができました。

今後もこのようなイベントを通じて市場への一層の浸透を図り、需要の拡大に取り組んでまいります。

セグメント別の販売実績は、次のとおりであります。

① 文具事務用品事業

ステーショナリーにおきましては、シックな色合いのクリアーファイル「フォーマット」や、A4サイズ書類をコンパクトに持ち運ぶことができる二つ折りクリアーファイル「コンパクト」等を発売した他、「暮らしのキログ」や「ペンサム」、[KITTA (キッタ)]のラインアップ拡大を図りました。

電子製品におきましては、専用ATOK等を搭載した「ポメラ」DM200や、シンプルな機能で簡単に使える「テプラ」PRO SR170を発売いたしました。また、平成29年4月より、暮らしの中の楽しい“ひととき”を提供できるような文房具ブランド『HITOTOKI (ヒトトキ)』を立ち上げました。その第1弾として、専用のマスキングテープ等に印刷できるテーププリンター“こはる”MP20を発売するなど、女性向けの文房具の開発、発売にも注力してまいりました。オフィス環境改善用品では、軽量で安価な案内表示ツール「インフォメーションポール」、デスクトップパネル「タテテ」、扉の反対側に人がいることを点滅してお知らせする「扉につけるお知らせライト」を発売し、店舗や公共施設等、幅広いお客様から高いご支持をいただいております。その他、「災害帰宅セット」、「災害備蓄セット」を発売し、防災用品のラ

インアップ拡大を図りました。

この結果、文具事務用品事業の売上高は 271億2,238万円となりました。

② インテリアライフスタイル事業

株式会社ぼん家具では、主力モールである楽天やAmazon、Yahoo!ショッピングにおいて、値下げセールやクーポン配布、タイムセールなどを積極的に活用し、拡販してまいりました。また、楽天に出店している店舗のデザインをトレンドにあわせて改装し、店舗コンセプトにあった商品の露出・販促を強化してまいりました。株式会社アスカ商会では、最新のインテリアやファッションのトレンドに調和する高品質なアーティフィシャル・フラワーやアーティフィシャル・グリーンの商品拡充を図り、拡販してまいりました。また、オフィスや公共スペースに多用していただける観葉植物の商品拡充を図り、販売促進のためのカタログを発刊いたしました。株式会社ラドンナでは、主力のフォトフレーム、デジタル雑貨の新商品投入に加え、自社オリジナルブランドの「Toffy」キッチン家電シリーズに新商品を追加し、シリーズとしての拡充を図り、拡販してまいりました。

この結果、インテリアライフスタイル事業の売上高は 75億543万円となりました。

事業セグメント別の売上高

事業の種類別セグメントの名称		売上高 (千円)	前連結会計年度比 (%)
文具事務用品事業	ステーションナリー	11,369,579	98.5
	電子製品	15,752,804	104.5
文具事務用品事業計		27,122,384	101.9
インテリアライフスタイル事業		7,505,436	99.8
合 計		34,627,821	101.4

(2) 資金調達等についての状況

① 設備投資

当連結会計年度における設備投資額は 4 億2,799万円であり、その主なものは工場生産設備の 3 億3,868万円であります。なお、これらの所要資金は、主に自己資金にて賄っております。

② 資金調達

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、平成30年6月期を最終年度とする中期経営計画において、中長期的に成長できる強固な経営基盤を確立するため、「大胆な市場開拓」「堅固な収益構造の確立」を目指し、変化する経済環境に対応しつつ、便利で快適な商品とサービスを提供し、お客様のニーズに応えてまいります。

当社の基盤事業は、「ステーションリー」「電子製品」「インテリアライフスタイル事業」に大別されます。「大胆な市場開拓」についてですが、キングファイルを中心とするステーションリーは、すでに成熟市場ではあるものの、新領域を開拓することで売上の拡大に努めてまいります。また、当社の海外生産拠点（ベトナム、インドネシア、マレーシア）の競争優位性を活かして、カテゴリー別にターゲットを定めた新製品の投入などによるシェアアップ施策を推進してまいります。電子製品については、シンプルな機能でオフィスや家庭で使いやすい「テプラ」PRO SR170などの新製品を投入いたしました。また、2020年に開催されるオリンピック・パラリンピック東京大会の時に必要となる案内表示のニーズを取り込むことで、テープ需要の拡大を進めてまいります。「ポメラ」に代表される「デジタル文具」では、「ポメラ」の最上位モデルDM200などの新製品を投入いたしました。今後も当社の持つ商品企画力を発揮した新製品を投入することにより、新たな顧客・市場の創造を目指してまいります。インテリアライフスタイル事業においては、既存の生活雑貨品の新製品開発とその販売に加え、株式会社ぼん家具のネット通販のノウハウをグループ会社で相互に活用することによるシナジー効果の強化を目指してまいります。

さらに「海外」においては、東南アジアに生産拠点があることを活かして、アジア市場に相応しい機能・デザイン・価格を実現した新製品の投入を図る一方、海外販売拠点（上海・香港・ジャカルタ・ホーチミン）を活かした営業活動の強化により、アジアでの当社ブランドを確固たるものにしてまいります。「女子文具」においては、“日々をたのしむ”をテーマとした新しい文房具ブランド『HITOTOKI（ヒトトキ）』を立ち上げました。また、『HITOTOKI（ヒトトキ）』ブランドの第1弾として北欧風デザインのテーププリンター“こはる”MP20を投入いたしました。今後、さらなる市場開拓とユーザーコミュニケーションの深化を図ってまいります。「新規事業」にも積極的に取り組み、M&Aについても常に検討を重ねてまいります。

次に「堅固な収益構造の確立」についてですが、ファイルを中心とする「ステーションリー」の海外生産拠点が自社工場であることを活用し、設備投資による生産の合理化・生産能力の拡大、新規技術の獲得によるコストダウンを推進し、さらなる収益力強化を進めてまいります。また、人事・財務管理につきましては、グローバル人材の育成、海外現地子会社スタッフの育成を図ると共に、グループ会社を含めた連結ベースでの資金管理の効率化、持ち合い株の一部解消等により、さらなる財務体質の強化にも取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 直前三連結会計年度の企業集団の財産および損益の状況

区 分	期 別	第 66 期	第 67 期	第 68 期	第 69 期
		(自平成25年6月21日 至平成26年6月20日)	(自平成26年6月21日 至平成27年6月20日)	(自平成27年6月21日 至平成28年6月20日)	(当連結会計年度) (自平成28年6月21日 至平成29年6月20日)
売 上 高 (千円)		30,684,802	33,184,911	34,138,204	34,627,821
経 常 利 益 (千円)		1,194,964	1,212,555	1,313,683	1,828,061
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)		868,657	918,730	809,163	1,204,004
1株当たり当期純利益 (円)		31.07	32.35	28.47	42.36
総 資 産 (千円)		28,268,295	27,608,287	26,993,159	26,971,356
純 資 産 (千円)		18,308,774	19,780,208	19,247,425	20,564,529
1株当たり純資産額 (円)		635.06	684.97	667.56	712.89

(5) 当該事業年度の末日における主要な事業内容、主要な営業所および工場ならびに使用人の状況

① 主要な事業内容 (平成29年6月20日現在)

当社の企業集団は、当社および子会社9社により構成されており、ステーションリー・電子製品などの企画・製造販売およびこれらに附帯する事業活動を行う文具事務用品事業と、フォトフレーム・時計・家具・その他の雑貨・小物の企画・販売を行うインテリアライフスタイル事業を展開しております。

文具事務用品事業においては、ファイルの製造は、海外子会社でありますP.T.KING JIM INDONESIAおよびKING JIM (VIETNAM) Co.,Ltd.で行っており、ファイル用とじ具の製造は、KING JIM (MALAYSIA) SDN.BHD.で行っております。また、海外の販売子会社として、中国市場でのファイル販売等を行う錦宮（上海）貿易有限公司があり、その他、当社の附帯事業としてオフィスサービス業を営んでいる株式会社キングビジネスサポートがあります。

インテリアライフスタイル事業においては、株式会社ラドンナが室内装飾雑貨・文具事務用品・時計の企画・販売業を、株式会社アスカ商会がアーティフィシャル・フラワーやインテリア雑貨の輸入・企画・販売業を、株式会社ぼん家具がインターネットによるオリジナル家具の通信販売業をそれぞれ営んでおります。また、錦宮（香港）有限公司が東南アジア市場に対する販売拠点として、電子製品機器などの販売および開発・調達関連業務を行っております。

② 主要な営業所および工場（平成29年6月20日現在）

当 社 本 社	東京都千代田区東神田二丁目10番18号		
国 内 営 業 拠 点	当 社	支 店	東京支店 東京都千代田区
		東 京 支 店	愛知県名古屋市
		名 古 屋 支 店	大阪府大阪市
		大 阪 支 店	福岡県福岡市
	福 岡 支 店		
	営 業 所	札幌営業所 北海道札幌市	
	仙 台 営 業 所	宮城県仙台市	
さいたま営業所	埼玉県さいたま市		
広 島 営 業 所	広島県広島市		
	株 式 会 社 ラ ド ン ナ		東京都江東区
	株 式 会 社 ア ス カ 商 会		愛知県名古屋市
	株 式 会 社 ぼ ん 家 具		和歌山県海南市
海 外 営 業 拠 点	錦宮(上海)貿易有限公司		中国 上海市
	錦宮(香港)有限公司		中国 香港特別行政区
海 外 生 産 拠 点	P.T.KING JIM INDONESIA		インドネシア 東ジャワ州
	KING JIM (MALAYSIA) SDN.BHD.		マレーシア ケダ州
	KING JIM (VIETNAM) Co.,Ltd.		ベトナム ビンズン省
物 流 拠 点	当 社	東京ロジスティクスセンター	東京都江戸川区
		大阪物流センター	大阪府大阪市

③ 使用人の状況（平成29年6月20日現在）

(イ) 企業集団の使用人の状況

事 業 セ グ メ ン ト	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
文 具 事 務 用 品 事 業	2,176名	128名減
イ ン テ リ ア ラ イ フ ス タ イ ル 事 業	158名	2名減
合 計	2,334名	130名減

(注) 使用人数は常勤の就業人員を記載しており、出向者、臨時従業員および嘱託を含みません。

(ロ) 当社の使用人の状況

使用人数 (前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
387名 (19名減)	43.3歳	18年

(注) 使用人数は常勤の就業人員を記載しており、出向者、臨時従業員および嘱託を含みません。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
P.T.KING JIM INDONESIA	千米ドル 10,000	% 99.9	クリアーファイルを中心とした 化成品ファイルの製造
株式会社キングビジネスサポート	千円 50,000	% 100.0	オフィスサービス
KING JIM (MALAYSIA) SDN.BHD.	千マレーシアリングギット 16,560	% 70.0	キングファイル等用の 金属製とじ具の製造
株式会社ラドンナ	千円 90,000	% 100.0	室内装飾雑貨・文具事務用品・ 時計の企画・販売
錦宮(上海)貿易有限公司	千米ドル 1,036	% 100.0	文具事務用品の販売
KING JIM (VIETNAM) Co.,Ltd.	千米ドル 10,000	% 100.0	キングファイル等の製造・販売
株式会社アスカ商会	千円 13,000	% 100.0	造花(アーティフィシャル・フラワー)・ インテリア雑貨の輸入・企画・販売
錦宮(香港)有限公司	千香港ドル 5,000	% 100.0	電子製品機器等の販売ならびに 開発・調達関連業務の受託
株式会社ぼん家具	千円 10,000	% 100.0	家具のインターネットによる 通信販売

(7) 主要な借入先および借入額 (平成29年6月20日現在)

借入先	借入残額
株式会社三井住友銀行	449,900千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	312,600千円
株式会社みずほ銀行	129,750千円
三井住友信託銀行株式会社	129,750千円

2. 会社の株式に関する事項 (平成29年6月20日現在)

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 32,459,692株 (うち自己株式 4,036,993株)
 (3) 当事業年度末の株主数 27,206名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
東京中小企業投資育成株式会社	2,139千株	7.5%
株式会社三井住友銀行	1,376	4.8
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,011	3.6
宮本 彰	953	3.4
宮本 淑子	945	3.3
三井住友信託銀行株式会社	898	3.2
有限会社メイフェア・クリエイション	853	3.0
株式会社エムケージム	841	3.0
キングジム第一共栄持株会	792	2.8
宮本 恵美子	781	2.7

(注) 1. 当社は、自己株式を 4,036,993株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権の状況 (平成29年6月20日現在)

発行決議の日	平成25年9月19日	平成26年9月18日	平成27年9月17日	平成28年9月15日
新株予約権の数	1,353個	1,761個	1,978個	2,444個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	13,530株	17,610株	19,780株	24,440株
新株予約権の払込金額	1円	1円	1円	1円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値	607円	629円	728円	743円
新株予約権行使期間	平成25年10月22日～ 平成55年10月21日	平成26年10月21日～ 平成56年10月20日	平成27年10月21日～ 平成57年10月20日	平成28年10月21日～ 平成58年10月20日
当社役員の保有状況				
取締役 (社外取締役を除く)	2人 1,353個	5人 1,761個	6人 1,978個	8人 2,444個
社外取締役	—	—	—	—
監査役	—	—	—	—

(2) 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名、地位、担当、重要な兼職状況（平成29年6月20日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 状 況
代表取締役社長	宮 本 彰	
※ 常 務 取 締 役	萩 田 直 道	営業本部担当兼国内子会社担当
※ 常 務 取 締 役	原 田 伸 一	経営管理本部長
※ 常 務 取 締 役	亀 田 登 信	開発本部長兼広報室担当
※ 取 締 役	高 野 真	調達物流本部長兼海外事業本部担当 兼品質管理部担当
※ 取 締 役	古 野 康 弘	人事総務部長兼監査室担当
※ 取 締 役	岩 田 健	営業本部長兼営業統括部長兼CS部担当
※ 取 締 役	井 上 拓 人	海外事業本部長
取 締 役	恩 藏 直 人	早稲田大学商学学術院 教授 早稲田大学 理事 エステー株式会社 社外取締役
取 締 役	高 木 暁 子	学校法人 高木学園 理事長
常 勤 監 査 役	清 水 和 人	
監 査 役	太 田 美 奈	税理士法人タクトコンサルティング 税理士
監 査 役	垣 内 恵 子	涼和綜合法律事務所 弁護士 凸版印刷株式会社 社外監査役
監 査 役	丹 羽 武 司	秀和特許事務所 副所長 弁理士 秀和知財株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役恩藏直人氏および高木暁子氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役太田美奈氏、垣内恵子氏および丹羽武司氏は、社外監査役であります。
 3. 上表において※印を付した取締役7名は、執行役員を兼務しております。
 4. 監査役太田美奈氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当社は、取締役恩藏直人氏および高木暁子氏、ならびに監査役太田美奈氏、垣内恵子氏および丹羽武司氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 6. 当社と取締役恩藏直人氏および高木暁子氏、ならびに監査役太田美奈氏、垣内恵子氏および丹羽武司氏は、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結しております。
 7. 当事業年度後の取締役の担当の異動

地 位	氏 名	変 更 日	担 当
取 締 役	高 野 真	平成29年6月21日	調達物流本部長兼品質管理部担当
取 締 役	井 上 拓 人	平成29年6月21日	海外事業本部長兼海外子会社担当

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額ならびに当該報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

取締役会の諮問機関として平成27年9月に設置された「指名・報酬委員会」にて、取締役および監査役の報酬等を検討し、取締役会に提案します。その上で、最終的には取締役の報酬等については取締役会で決定し、監査役の報酬等については監査役の協議により決定いたします。

当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等は以下のとおりです。

区 分	支給人員	支給額
取締役	10名	179,683千円
監査役	4名	23,070千円
合 計	14名	202,753千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成3年9月19日開催の第43回定時株主総会および平成18年9月14日開催の第58回定時株主総会において年額 200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まれない。）と決議しております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成3年9月19日開催の第43回定時株主総会および平成18年9月14日開催の第58回定時株主総会において年額 25,000千円以内と決議しております。
4. 支給額には、以下のものが含まれております。
- (1) 当事業年度に係る役員賞与 26,840千円（取締役8名に対し 26,840千円）
- (2) ストック・オプションによる報酬額 18,158千円（取締役8名に対し 18,158千円）
本ストック・オプションによる報酬限度額は、上記2、3記載の各報酬限度額とは別枠で、平成25年9月19日開催の第65回定時株主総会において、取締役に對し年額 40,000千円の範囲内でご承認をいただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役恩藏直人氏は、早稲田大学商学学術院教授、早稲田大学理事およびエステー株式会社の社外取締役を兼務しております。当社と兼職先との間には重要な取引関係はありません。
 - ・取締役高木暎子氏は、学校法人高木学園理事長を兼務しております。当社と兼職先との間には重要な取引関係はありません。
 - ・監査役太田美奈氏は、税理士法人タクトコンサルティングに所属する税理士を兼務しております。当社と兼職先との間には重要な取引関係はありません。
 - ・監査役垣内恵子氏は、涼和綜合法律事務所 に所属する弁護士および凸版印刷株式会社の社外監査役を兼務しております。当社と兼職先との間には重要な取引関係はありません。
 - ・監査役丹羽武司氏は、秀和特許事務所に所属する弁理士、同事務所副所長、および秀和知財株式会社の代表取締役を兼務しております。当社と兼職先との間には重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役恩藏直人氏は、当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、マーケティング戦略を専門とする立場から、議案、審議等につき、必要な発言を行っております。なお、同氏は、第68回定時株主総会で更新が承認された「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の独立委員会委員に就任しております。
- ・取締役高木暁子氏は、当事業年度開催の取締役会14回の内13回に出席し、学校経営者としての立場から、議案、審議等につき、必要な発言を行っております。なお、同氏は、第68回定時株主総会で更新が承認された「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の独立委員会委員に就任しております。
- ・監査役太田美奈氏は、当事業年度開催の取締役会14回および監査役会12回全てに出席し、必要に応じ、税理士としての専門的見地から、主に当社の会計方針、会計処理の方法等についての発言を行っております。
- ・監査役垣内恵子氏は、当事業年度開催の取締役会14回および監査役会12回全てに出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から、主に取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。なお、同氏は、第68回定時株主総会で更新が承認された「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の独立委員会委員に就任しております。
- ・監査役丹羽武司氏は、当事業年度開催の取締役会14回および監査役会12回全てに出席し、必要に応じ、弁理士としての専門的見地から、主に当社の知的財産権に関しての体制の構築・維持についての発言を行っております。

③ 社外役員の報酬等の総額

	員 数	報 酬 等 の 額
社 外 役 員 の 報 酬 等 の 総 額	5名	18,345千円

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,000千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 平成29年3月16日の監査役会にて、当事業年度の監査計画における監査時間・配員相当性を検討した上で、前事業年度監査実績・監査報酬、同業他社の監査報酬水準等を参考にして、報酬水準が監査品質の維持に問題ない金額と判断し同意をしております。
3. 当社の重要な子会社のうち、P.T.KING JIM INDONESIA、KING JIM (MALAYSIA) SDN.BHD.、KING JIM (VIETNAM) Co.,Ltd.、錦宮（上海）貿易有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。また、当社では、会計監査人の監査実施の有効性および効率性等の業務執行状況、監査の品質管理等の業務管理体制および独立性、その他諸般の事情を総合的に勘案して再任しないことが適切であると判断した場合は、監査役会において、当該会計監査人を不再任とし新たな会計監査人を選任する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

＜業務の適正を確保するための体制の内容の概要＞

当社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会における決議に基づき整備を進めております。当社の業務の適正を確保するための体制の内容の概要は次のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、経営理念、行動指針、ならびに最上位規程として位置付けられたキングジムグループコンプライアンスプログラムにより、法令および定款を遵守すると共に、企業倫理の実践を図るため、当社グループの役職員が自らを律し行動します。当社は経営管理本部長をコンプライアンス統括責任者と定め、常務取締役以上の取締役と社外の顧問弁護士をメンバーとしたコンプライアンス委員会を設置しております。また、当社は内部通報に関する窓口としてスピークアウト制度を設けております。万一、コンプライアンス上に疑義のある行為が行われ、また行われようとすることに気付いた者は、スピークアウト制度により、社外の顧問弁護士に通報することができる体制となっております。通報者は匿名性が保障されており、通報者の正当な行為は従業員就業規則によって保護され、通報したことにより不利益となる扱いは受けません。監査役は、当社グループのコンプライアンスの状況を監査すると共に、社外の顧問弁護士からの通知およびコンプライアンス委員会から報告を受け、その運営を監査します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程、文書管理規程、決裁手続規程、稟議処理細則に従い、文書に記録し、適切に保存され、これらの規程ならびに機密管理規程に従って適正に管理されま

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの損失の危険の管理は、キングジムグループ危機管理規程および当社グループ各社が制定する危機管理細則に基づき、それぞれ業務執行を行う各本部長、担当役員または子会社社長が日常での全体管理を行います。また必要に応じ、各本部長、担当役員または子会社社長は、業務規程の整備を充実させます。平常時においては、当社社長を委員長とするリスクマネジメント委員会がリスク分析等を行う体制をとり、万一、損失の危険が当社グループの業績に重要な影響を及ぼすおそれが生じた場合は、各本部長または担当役員が社長および経営管理本部長に報告すると共に、当社は緊急検討委員会もしくは緊急対策本部またはその双方を開催し、その対応を早急に検討します。危機発生状況および対応状況は、取締役会、監査役会に報告するものとします。また、当社グループの業績に重要な影響を及ぼすとされる事項は、遅滞なく会計監査人に報告すると共に、適時開示等によりステークホルダーに開示します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループの成長戦略を構築するため、中期経営計画により全社的な目標を設定し、その目標を達成するため各本部長、担当役員または子会社社長は具体策を実行します。重要事項の決定と各取締役の業務執行状況の報告ならびに取締役の職務執行の監督を行うため、当社は取締役会を月1回以上開催し、監査役は取締役の業務執行状況を監査する体制をとっております。また、取締役会の充実を図るため、事前に審議機関である常務会を開催し重要事項の検討を行い、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保しております。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社および企業集団全体の業務の適正を確保するための体制ならびに財務報告の信頼性等を確保するための体制を整備しております。

キングジムグループコンプライアンスプログラムは、企業集団全体のプログラムとして、子会社においても運営されます。通常の業務の適正を確保する体制は、内部監査規程、子会社管理規程等により担保され、その実施は担当役員が把握すると共に、子会社の経営状態その他の重要な情報について、当社への定期的かつ継続的な報告を義務付けております。当社内部監査部署は子会社の業務の適正を監査し、その結果を監査役に報告すると共に、特に重大な事項については取締役会に報告します。子会社においては、キングジムグループコンプライアンスプログラムに則り諸規則の整備を含め、業務の適正を確保するための体制の整備を推進しております。なお、海外子会社は、上記整備の推進にあたり現地の法令・慣習を尊重します。

⑥ 反社会的勢力排除に係る体制

当社グループは、反社会的勢力・団体とは一切の関わりを持たず、また、不当な要求には一切応じることのないようキングジムグループコンプライアンスプログラムを確立しており、今後もその体制を確保いたします。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が監査を実効的に行うために監査役の職務を補助すべき使用人の配属を求めたときは、それを適切に補完できる必要な知識・能力を備えた使用人を配属します。また、監査役の職務の独立性を確保するため、監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令に反して、その所属する取締役の指揮命令を受けません。

⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社および子会社の取締役および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実、法令・定款に違反するおそれがある事実を発見した場合は、直ちに、監査役または監査役会に報告を行います。また、当社および子会社の取締役および使用人は、監査役から監査に必要な事項に関し説明を求めら

れた場合は、速やかに、監査役または監査役会に必要な報告を行います。当社および子会社は、当社および子会社の監査役へ報告を行った当社および子会社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益となる扱いをしません。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査計画の策定に当たっては会計監査人および内部監査部署との調整を行い、監査の方法および監査業務の役割分担を含め監査役会でこれを決定します。監査役は監査業務を適切に遂行するため取締役・使用人および子会社の業務執行者との意思疎通、情報交換を図り監査を実施します。当社は、監査役による監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効を担保するため必要な費用を負担します。

監査役が必要と認めた場合、監査役は弁護士、公認会計士および税理士等との連携により適切な監査を行います。また、監査役は、監査に必要な情報を収集するために各種重要会議への出席および稟議書その他の重要な書類の閲覧をすることができます。

≪業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要≫

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① 法令遵守体制

- ・キングジムグループコンプライアンスプログラムを一部改定し、コンプライアンス体制の啓蒙とコンプライアンス活動の推進に努めました。
- ・コンプライアンスに関するeラーニングを利用した教育を実施し、企業倫理や法令、社内規程等の遵守の重要性を再認識させるとともにその徹底に努めました。
- ・インサイダー取引規制についての啓蒙を実施し、理解を深めさせるとともに防止に努めました。

② 職務執行の適正性および効率性の確保のための取組み

- ・取締役会を14回開催し、経営に関する重要な事項についての意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況の監督を行っております。取締役会の機能を補完し経営効率を向上させるため、常務会を12回開催し、事業運営に関する重要な事項を検討いたしました。

③ 当社グループのリスク管理体制

- ・各部署の長に対して、危機管理およびコンプライアンスについてのアンケートを定期的実施しております。アンケート結果に基づき、当事業年度は、社外の弁護士に内部通報ができるスピークアウト制度、および各種ハラスメントに関する社内の相談窓口について社内啓蒙を実施し、認知向上に努めました。

- ・為替の急激な変動に適正に対処するため、リスクマネジメント委員会為替・税制部会を4回開催しました。また、リスクが高い事案については、リスクマネジメント委員会および常務会にて議論がなされております。
- ④ 監査役監査の実効性
 - ・監査役は、取締役、会計監査人および内部監査部署との間で、定期的にあるいは適宜、会議や意見交換会を開催して、効果的な監査職務が実施できる体制構築に努めております。
 - ・監査役は、監査計画で決定した分担に基づき、取締役会、常務会等の重要な会議に出席して経営の意思決定プロセスを把握し、適宜、監査役会に報告しております。
- ⑤ 反社会的勢力排除について
 - ・取引先との契約書等には反社会的勢力排除に関する記載を盛り込むとともに、従業員に対しては、反社会的勢力排除についての意識醸成に努めております。

(2) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 基本方針の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、企業価値の確保・向上に努めておりますが、特に、当社の企業価値の源泉は、①情報活用環境での、秀でた商品開発力・提案力、②安心のブランド力、③広い販売力と顧客サポート力、さらには④全員経営の風土と堅実経営にあります。当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針実現のための具体的取組みの概要

(イ) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

<基本施策>

当社は、中長期的に成長できる強固な経営基盤を確立するため、「大胆な市場開拓」、「堅固な収益構造の確立」を目指し、変化する経済環境に対応しつつ、便利で快適な商品とサービスを提供し、お客様のニーズに応えてまいります。

<コーポレート・ガバナンスの強化>

当社は、当社から独立した社外取締役2名を選任しており、社外取締役は取締役会に出席して専門的な立場から各取締役の業務執行を監督しています。また、当社では執行役員制度を採用することにより、業務の監督と執行を分離するとともに意思決定の迅速化を図っています。さらに、当社は監査役会設置会社を選択し、常勤監査役1名のほか当社から独立した社外監査役3名を選任しており、社外監査役は専門的な立場から監査しています。

また、取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置し、当該「指名・報酬委員会」にて取締役、執行役員および監査役の候補者、報酬等を検討することにより、これらに関する決定プロセスの一層の透明化を図っております。

(ロ) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成28年8月1日開催の取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を更新することを決議し（以下「本更新」といい、更新後のプランを「本プラン」といいます。）、同年9月15日開催の第68回定時株主総会において本プランの更新について承認を得ております。

本プランの概要は以下のとおりであります。

本プランは、次の(a)又は(b)に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- (a) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得
- (b) 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

本プランは、これらの買付等が行われようとする際に、それに応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするものです。また、上記基本方針に反し、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、買付内容等の検討に必要な情報および本プランを遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、代替案（もしあれば）が、業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役〔もしくはこれに準ずる監査役（過去に当社又は当社の子会社の社外取締役であったために、会社法第2条第16号の要件を充足しない監査役を含みます。以下同様とします。）〕、又は社外の有識者（現時点においては業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役2名および社外監査役1名）から構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、外部専門家等の助言を独自に得た上、買付内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、ならびに以下の勧告等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、または当該買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合など本プランに定める要件に該当し、後述する新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会規則に従い、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

また、当社取締役会は、本プランに定める場合には、本プランに従った新株予約権の無償割当てを実施するに際して、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

この新株予約権には、買付者等による権利行使が認められないという行使条件、および当社が買付者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されております。この新株予約権を割り当てられた株主は、原則として、1円（を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当ての決議において定める金額）を払い込むことにより、新株予約権を行使し、当社株式1株を取得することができます。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施又は不実施等の決議を行うものとします。

本プランの運用に際しては、当社取締役会は、適用ある法令又は東京証券取引所の諸規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、当社株主総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と判断する事項について、適時に情報開

示を行います。

本プランの有効期間は、平成28年9月開催の定時株主総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までです。但し、有効期間の満了前であっても、株主総会または取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

本更新後であっても、新株予約権無償割当てが実施されていない場合、本プランによって株主の皆様へ直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続を行わないとその保有する株式が希釈化される場合があります（但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません。）。

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載されている平成28年8月1日付プレスリリースをご覧ください。(http://www.kingjim.co.jp/)

③ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

本プランは、当社の経営計画に基づく各施策、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定され更新されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、前記②(口)記載のとおり、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって更新されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会で承認を得て導入され更新されたものであること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていること、業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役（もしくはこれに準ずる監査役）、又は社外の有識者によって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で外部専門家を利用することができることとされていること、有効期間が最長約3年と定められた上、取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

(平成29年6月20日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	17,433,359	流 動 負 債	5,022,261
現金及び預金	5,212,988	支払手形及び買掛金	1,994,809
受取手形及び売掛金	4,603,336	短期借入金	720,000
商品及び製品	5,401,063	一年内返済予定の長期借入金	286,000
仕掛品	388,716	未払金	561,095
原材料及び貯蔵品	1,106,796	未払法人税等	407,236
繰延税金資産	236,848	役員賞与引当金	20,130
その他	485,999	その他	1,032,989
貸倒引当金	△2,389	固 定 負 債	1,384,565
固 定 資 産	9,537,996	長期借入金	16,000
有 形 固 定 資 産	4,948,700	繰延税金負債	703,041
建物及び構築物	2,356,625	退職給付に係る負債	362,543
機械装置及び運搬具	581,048	資産除去債務	17,413
土地	1,667,180	その他	285,566
建設仮勘定	49,172	負 債 合 計	6,406,826
その他	294,674	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	605,026	株 主 資 本	20,110,916
のれん	249,629	資本金	1,978,690
その他	355,396	資本剰余金	2,507,159
投 資 そ の 他 の 資 産	3,984,268	利益剰余金	19,192,631
投資有価証券	2,254,477	自己株式	△3,567,564
退職給付に係る資産	1,162,221	その他の包括利益累計額	151,238
繰延税金資産	107,496	その他有価証券評価差額金	616,915
その他	469,895	繰延ヘッジ損益	556
貸倒引当金	△9,821	為替換算調整勘定	△399,328
資 産 合 計	26,971,356	退職給付に係る調整累計額	△66,904
		新 株 予 約 権	51,848
		非 支 配 株 主 持 分	250,526
		純 資 産 合 計	20,564,529
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	26,971,356

連結損益計算書

(自 平成28年6月21日)
(至 平成29年6月20日)

(単位 千円)

売上高		34,627,821
売上原価		21,702,797
売上総利益		12,925,023
販売費及び一般管理費		11,283,751
営業利益		1,641,272
営業外収益		
受取利息及び配当金	54,238	
受取賃貸料	60,630	
屑売却却益	49,697	
為替差益	42,730	
その他	43,673	250,969
営業外費用		
支払利息	19,783	
賃貸収入原価	32,428	
その他	11,968	64,180
経常利益		1,828,061
特別利益		
固定資産売却益	696	696
特別損失		
固定資産売却損	157	
固定資産除却損	4,174	
減損損失	48,288	52,620
税金等調整前当期純利益		1,776,137
法人税、住民税及び事業税	450,321	
法人税等調整額	102,046	552,367
当期純利益		1,223,769
非支配株主に帰属する当期純利益		19,765
親会社株主に帰属する当期純利益		1,204,004

招集、通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年6月21日)
(至 平成29年6月20日)

(単位 千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金
当 期 首 残 高	1,978,690	2,507,159	18,386,547	△3,567,413	19,304,983	156,649
当 期 変 動 額						
剰余金の配当			△397,919		△397,919	
親会社株主に帰属 する当期純利益			1,204,004		1,204,004	
自己株式の取得				△151	△151	
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						460,265
当 期 変 動 額 合 計	-	-	806,084	△151	805,932	460,265
当 期 末 残 高	1,978,690	2,507,159	19,192,631	△3,567,564	20,110,916	616,915

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	△1,892	△341,669	△144,012	△330,924	33,689	239,677	19,247,425
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△397,919
親会社株主に帰属 する当期純利益							1,204,004
自己株式の取得							△151
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	2,448	△57,659	77,107	482,163	18,158	10,848	511,170
当 期 変 動 額 合 計	2,448	△57,659	77,107	482,163	18,158	10,848	1,317,103
当 期 末 残 高	556	△399,328	△66,904	151,238	51,848	250,526	20,564,529

貸借対照表

(平成29年6月20日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	9,317,860	流 動 負 債	3,697,717
現金及び預金	1,078,864	支払手形	265,160
受取手形	37,925	買掛金	989,244
売掛金	3,615,597	短期借入金	720,000
製原材	3,779,653	一年内返済予定の長期借入金	286,000
仕掛品	124,032	未払金	368,371
貯蔵品	1,145	未払費用	344,337
前払費用	70,880	未払法人税等	319,382
関係会社短期貸付金	42,690	役員賞与引当金	20,130
繰延税金資産	177,942	その他	385,090
未収入金	173,410	固 定 負 債	1,010,063
貸倒引当金	170,062	長期借入金	16,000
	46,954	長期未払金	145,065
	△1,300	繰延税金負債	708,905
固 定 資 産	14,352,442	その他	140,092
有 形 固 定 資 産	2,789,989	負 債 合 計	4,707,781
建物	1,313,182	純 資 産 の 部	
構築物	7,213	株 主 資 本	18,291,713
機械及び装置	3,268	資本金	1,978,690
車両運搬具	2,529	資本剰余金	2,507,159
工具、器具及び備品	190,616	資本準備金	1,840,956
土地	1,246,260	その他資本剰余金	666,203
建設仮勘定	25,646	利益剰余金	17,373,428
その他	1,273	利益準備金	362,100
無 形 固 定 資 産	129,342	その他利益剰余金	17,011,328
ソフトウェア	110,233	別途積立金	16,150,000
その他	19,109	繰越利益剰余金	861,328
投 資 そ の 他 の 資 産	11,433,110	自 己 株 式	△3,567,564
投資有価証券	2,254,477	評価・換算差額等	618,959
関係会社株	5,389,275	その他有価証券評価差額金	616,915
関係会社出資金	1,319,374	繰延ヘッジ損益	2,043
関係会社長期貸付金	948,272	新株予約権	51,848
前払年金費用	1,181,374	純 資 産 合 計	18,962,521
その他	340,336	負 債 ・ 純 資 産 合 計	23,670,303
資 産 合 計	23,670,303		

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損 益 計 算 書

(自 平成28年6月21日)
(至 平成29年6月20日)

(単位 千円)

売 上 高		26,176,123
売 上 原 価		17,702,537
売 上 総 利 益		8,473,586
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,306,722
営 業 利 益		1,166,864
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	83,975	
受 取 賃 貸 料	85,163	
そ の 他	30,797	199,936
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	19,078	
賃 貸 収 入 原 価	50,413	
そ の 他	2,345	71,837
経 常 利 益		1,294,963
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	24	24
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4,035	
減 損 損 失	48,288	52,323
税 引 前 当 期 純 利 益		1,242,663
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	294,060	
法 人 税 等 調 整 額	132,227	426,288
当 期 純 利 益		816,375

株主資本等変動計算書

(自 平成28年6月21日)
(至 平成29年6月20日)

(単位 千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	利 益 準 備 金	その他利益剰余金	
				別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	1,978,690	1,840,956	666,203	362,100	15,850,000	742,872
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△397,919
別 途 積 立 金 の 積 立					300,000	△300,000
当 期 純 利 益						816,375
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	300,000	118,455
当 期 末 残 高	1,978,690	1,840,956	666,203	362,100	16,150,000	861,328

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△3,567,413	17,873,409	156,649	△11,595	145,054	33,689	18,052,153
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当		△397,919					△397,919
別 途 積 立 金 の 積 立		-					-
当 期 純 利 益		816,375					816,375
自己株式の取得	△151	△151					△151
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			460,265	13,639	473,905	18,158	492,063
当 期 変 動 額 合 計	△151	418,304	460,265	13,639	473,905	18,158	910,368
当 期 末 残 高	△3,567,564	18,291,713	616,915	2,043	618,959	51,848	18,962,521

招集、通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年8月3日

株式会社 キングジム
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 星長 徹也 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 植草 寛 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キングジムの平成28年6月21日から平成29年6月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キングジム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年8月3日

株式会社キングジム
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 星長 徹也 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 植草 寛 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キングジムの平成28年6月21日から平成29年6月20日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年6月21日から平成29年6月20日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年8月8日

株式会社 キングジム 監査役会

監査役(常勤)	清水和人	㊟
監査役	太田美奈	㊟
監査役	垣内恵子	㊟
監査役	丹羽武司	㊟

(注) 監査役太田美奈、垣内恵子及び丹羽武司は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

経営理念

Corporate Mission Statement

独創的な商品を開発し、
新たな文化の創造をもって社会に貢献する

株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号

ロイヤルパークホテル

3階 ロイヤルホール

03-3667-1111 (代表)

会場までの交通機関

東京メトロ半蔵門線 水天宮前駅

4番出口 とホテルが直結しております。

東京メトロ日比谷線 人形町駅

A1出口 から徒歩約7分

都営地下鉄浅草線 人形町駅

A3出口 から徒歩約9分

駐車場の用意はございませんので、
お車でのご来場はご遠慮ください。



株式会社キングジム

東京都千代田区東神田二丁目10番18号